

ないわけですよ。逆に言くと、こういうふうな意見が出て、そして我々は教育行政はこういうふうに進みますよということかはつきりする方がむしろいいだろうと思ったりしてゐるんですね。すぐ後ろ向きな人ですよ。公開——その前やつと今より繰り出したてしうがない。告示行為しなくても問題ならないかとですね。告示はらでんとしてゐる人じゃという感じで、ちつとも前向きに、つまり教育委員会の傍聴と公開制みたいなことを考へていけるんじゃないかと思ふんですね。

教育長に伺いたいと思ふんですね。聞いても今よりもうしうがない。教育長そのものは教育委員会全体の意向としてはともかくとして、教育長は、教育委員会とできるだけ市民の皆さんに聞いて、それで皆さんが見ている中で行っていくような公開をした方が望ましいというふうに思つていらっしゃるのかということ。教育長には最後に聞いておきたいんです。そうでなければ、今うとこの行政上の答弁からいいますと結局のところはどういうふうに聞いても、どういふ見解であるか、どういふ姿勢であるかわからないんです。そうでなければ教育委員会というのはい体どこで、どうなるか、どうやってゐるかということかわかることが原則だと思ふんですね。やはりそれなりのお知ろでもすべきではないかと思ふますけれども、それとつゞけてはどう思ふか、教育長に伺つておきたいと思ふます。

それから、余り聞いてもしうがない気がするんですが、やらせ事件の中身については、やっぱりつまり次長から出てきたのは経過の問題であつて対応の問題じゃないですね。だからこれ以上聞きますで。つまり非常に無責任であることしかないと思ふますので、経過はよくわかつてゐるんです。わかつてゐるからどういふふうな考へたためかということについてはちつともわからない。だからもういいです。

それから次の指紋押捺についていえば、じゃあ部長、二人というのはい体どういふ状態になつてゐるかということとをでんと伺つておきたいと思ふます。

それから、何ですか、おかしなことを言つてますね。各市の状況はさうさうで実態はつかぬないと言つておきながら、各市の状況を見て判断するということが出来ますか。さうさうでわからないとこつとを言つておいて、こつと側を見て考へろ。そんなのはかなことありますか。答弁の整合性というものを考へてくたさいよ。さうさうでわからなくて実態を把握してないのなら、比較して慎重に検討するんかできないうしう。我が市独自の方針しかなく、さうさうなから。そ、どうなですか。そういふいかげんな答弁では困ると思ふんですね。あなたは何ういふふうにおつしやつてゐるんですね。いいですか。さうさうで実態をつかぬないと言つてゐる。野田はわかつてゐる。野田は法務省の意向を無視してゐる。そんなこと

だれでも知っていますよ。じゃあ小金井は五川はと聞かれたらどうしますか。小金井も五川も実は無視している人ですよ。いいか、悪いが別にして。その点、ひっくり返しているわけですよ。二十六市の中でどの町がやっているかというところはどうか知らないんですか。それは不勉強なのか怠慢なのか、この問題に対する見解や、あるいは意識というものが市民部やのものにはないかということになります。一人一人の人權の問題でも極めて重要だということにはよく御存じのわけでしょう。一人の市民なんですから。そのところはすごく僕は無責任な態度だと思っていますね。それとや人とはいさりしてくだない。

それから、前回の答弁ではこう言っているんですよ。法務省の通達とありしたんだと言っているんです。じゃあ法務省の通達の最後は告発までいくわけですよ。例えば指紋不押捺者に對してはそういうことをやう市民を罪人としてつくる気があるのかどうかというこのだけ伺うておきたいと思っています。それまで国が何とかするだろうなんて甘いですよ、見解としては。国は多分動かないですよ。だから市としては断固として告発をするんだということであれば、それはそれで考え方はわかる。しかし、このままでは何言っているか全然わからないますよ。そろそろで実態はつかめなければ、各市の状況を見て慎重に判断するなということはお答弁にならないと思います。

そののと今と今の現状の四十七名中の二名の問題についてはどうなっているか。それから登録済証の問題をどうしているかということもあわせてきくと伺うおきたいと思っています。

それから諮問機関の問題については、行革審だけかそういう議論があったというふうに理解をしようしいる人だと思うんですね。ほかのところはそういうものはないというふうに理解していいと思うんですけれども、やっぱり市長には、この際、はっきりと伺うおきたいんですけれども、好ましくないというところはやっぱり言うてほしいですね。つまり原則がある人ですから。つまり、そういうような例えは、ここですたうる言いたいところですか。つまり憲法で保障された権利あるいは裁判で負けているわけでしょう。いろいろな行政が、富士見市で負けている人ですよ、情報公開で。そういうときに姿勢としてはやっぱり市民の皆さんが余りよく知らせていたときに、知らせていたけれども、しかし、中の市議会によつたらやっぱり微妙な問題もあって開くことができないものもあるんだというものが答弁の補助だと思われるんですよ。あらかじめ、つまり好ましくないと言っちゃった人でもできないようになるでしょう。そういうような姿勢でいいかどうかというところですね。

伺いますけれども、市長は富士見市において情報公開で、それで埼玉地裁で負けて、それで実際情報公開行われたりしているでしょう。そういうことについてどう思っているんですか。

どうも好ましくない判決と想っているかどうかといふこともあわせて伺いたいと思うんですね。そこに問題が戻ってくるんですね。

少々くとも、つまり私的なものではなくて税金を使っているという非常に大事な原則があるんですね。それはどんな人も同じことを思うと思うんですね。その中でまずあらかじめ、これらについてこのことは好ましくないなんと言われようと思ったらもう行き先がないでしょう。僕はさきのところはもう一遍答弁を慎重に行っていたべきだと思ひますし、同時に、やはりさういふ姿勢そのものが全体の審議会をやっぴり開かなくしてやるんだと。審議をしていふこと、市民の皆さんが努力しているわけですから、市民の皆さんの努力に対してさう人とやっぴり号えていくことが必要だと思ふんですね。どこか、知らないお上が決めることではなくて、市民の一人一人が見たり、参加をしたりするけれども、しかし、納得できる行政といふのが大事だろうと思うんですね。そのための、つまり具体的にできることは別にしても、姿勢がすぐく大事だと思ふんですね。その姿勢が最初から好ましくないで困るといふふうに思ひますね。

それから何度とも言いますけれども、そのようなことで発言が拘束されるようなそのことそのものが困るんですね。じゃあ議会の中ではつまり反対の意見と賛成意見を述べ

べている。僕は基地反対と憎たうしくも言っているわけですね。それを人が聞いてい

てますよ。それなら僕が基地反対と言った町の中で歩けなくなったなんですかになること

んなことじゃべれないですね。常にきう人とした意見を公開の所でやることは役所の

やることだといふふうに思つてもいいと思ふんですね。それから言つてももう一遍さあところ

つては情報公開の関係も含めて拘束性があるから好ましくないといふことについて見

解を聞きたいといふふうに思ひます。以上です。

○議長(森田治男君) 一時まで休憩いたします。

午後零時八分 休憩

午後一時 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。

富士の演習の件でございますけれども、F16の飛来の件でございますけれども、私もさういふことは必ず報告していただきたいか、あるいは連絡していただきたかといふようなことはいつも申し上げている人でございますけれども、やはり終局的には横田は軍事基地だと

いうようなことで、飛行機の一時飛来とか、あるいはその演習とかというところで、大変と私どもも自分自身が非常に困っているというところがあるんでございますけれども、飛来して、全然これはいかなる関係でいいたか悪いか私どもも申し上げられませんので、とにかくできるだけ中の上空は飛ばないでほしいとか、あるいは夜間は飛ばないでほしいとか、それから事故のないようにというところは、これはもう司令官なり、あるいは防衛施設庁の担当の幹部等にはいつも申し上げているわけでございます。

そう、いったようなことで、過日、富士の演習があるんだという話は防衛施設庁でお聞きしましたけれども、F16の飛来のは、私、そのときは確かに聞かなくてあれですけれども、そういう演習があるんだと、陸上の演習だということを強く言われたので、そのときにはそれ以上追及はしなかったというのが実情でございます。

それから市民に对していろいろ市民相談というところの件でございますけれども、この件につきましては、さう少し言葉が足りないので申しわけないんでございますけれども、市民の苦情等につきましては、市民相談係に全部連絡が入ります。その中でまた仕分けをいたしまして、渉外、要するに基地の渉外対策のことならば渉外の方へと、あるいはほかの件でございまして、自動車とかいかなる関係、あるいは騒音の関係でしたら市民

部の方へというところで役所の中では統一をしておるわけでございます。

次にパラポラアンテナの件でございすけれども、このことにつきましては早速司令官とお会いして、よく確かめてみたいというふうに思っておるわけでございます。

それから傍聴等の件でございすけれども、私は個人的でございすけれども、差し控えた方がいんではないかというふうに思っておるわけでございすけれども、あくまでも審議会にお任せした——その責任者、委員長さんとか、そういった方にお任せするんで、私があえてこれは傍聴公開しない方がいいとか、そういうことは一切申し上げないし、もちろんそういったことができるわけはいんでございすので、独立性を尊重して、それで自由なところにかく発言をしていただく、そういう方がいいんじゃないかというところで、個人的な見解として、私は傍聴等いろいろな関係がございすけれども、そのように思うというところでございすので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○教育長(森田 猛君) 私の方からお答え申し上げます。

教育委員会の傍聴につきましては、教育委員会会の会議規則に委員長の許可があれば傍聴できるというところ明記してございす。委員長が許可を出したならば、我々をいたしましては傍聴をさせていただけるを得ません。拒否とする理由もまたないわけ

でございますので、喜んで傍聴をさせていたいたします。以上です。

○市民部長(古谷正夫君) 先ほど二十六市の実態の答弁の中であいまいな答弁をいたしましたことをおわび申し上げます。

この問題につきましては、各市と慎重な上にも慎重な対応をしているのが実態でございます。それでなかなか教示していただけないのが現状でございます。と言いますのは、事例が出た時点で判断するというふうな回答がほとんどでございました。そういうふうな関係で実態がつかめないのが現状でございます。

ただ拒否者についてですけれども、対応はすでに拒否者が出ている市にあつては、現在までのところ公表した所はございませんのが実態でございます。これは東京都の情報からでございます。

次に二点目の不押捺意向表明者についての済証の交付でございますけれども、一人の方につきましては済証を請求がございましたので交付してございます。もう一人の方については交付してございません。以上でございます。

○議長(森田治男君) 三回終了しておりますので、四目になりますので要望にとどめてくださいます。(今の答弁漏れがあるが。不押捺者以下この答弁、部長は足りない)

でしうと申す者あり) 私語は慎んでください。暫く時休憩いたします。

午後一時七分 休憩

午後一時十二分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引う続き会議を開きます。

○市民部長(古谷正夫君) 先ほどの答弁の中で落として申しわけありません。

済証の発行件数一件申し上げたわけでございますが、その内容につきましては、すけれども、通達でありでございます。それで、その記載事項、通達と申しますのは確認未了というふうなものを記載いたしまして済証を交付いたしました。以上でございます。

○十二番(遠藤洋一君) 要望にとどめておきたいと思っておりますけれども、まず最初の米軍横田基地の問題に関しては、これから市長の今のお話ですと、しばしば米軍当局と面談をする機会というのが多くなりますから、ぜひそのたびに市民に具体的な被害が及ぶような飛行の問題に関しては、再三お願いしたいと思っておりますし、ここまではそれから二月から三月にかけては毎年恒例のチームスピリット米韓合同演習がありまして、この時期には輸送量が一つも三倍近くまでなるといふデータも出ております。その

時期には大變にうるまいということがありますので、それも含めまして、これから米軍当局と市長の方で、今聞きますとどうも交渉とか協議とかというものでないんですね。こちらの方からお願ひしているだけで、今の安保条約の位置関係から言いますと、そこに基地のある自治体の首長さんが余りいうなことを言ひましても、それはただのお願ひに過ぎないということになります。具体的に協議事項とすれば日米合同委員会その他がありますし、基地というのは御承知のとおり外務省が条約を結びまして防衛片が貸して防衛施設片が運用するということになりますので、なかなか自治体の出る幕は少ないんですが、しかし、現実に騒音被害を受けております福生市民としては、ぜひ市長さんにそこを頑張っていた方がいいと思いますし、同時に、今言いました、御答弁もありましたけれども、東富士、北富士で演習をやることは聞いたけれども、飛行機については聞かされたなどというように、細かいアンテナを張り張りのぐらしていただきたいというふうに思っていますね。それは市長さんばかりじゃなくて、担当の企画にしましてもそうです。秘書課の方々にしてもぜひ御努力をいただいて、そのような演習の情報があれば、市民生活にどういうふうに影響があるかということとまず考へてほしいというふうに思っていますね。そののためにも基地という人形をつき合ひい

がある人でしょうし、防衛施設片とも莫大の食糧費を使つての接待をしているんだろ
うと思つてですね。そういうことを言ひましても十分に見合ふものがなければやっぱり困ると
いうふうに思ひます。

それから同時に、市長さんにおかれましても個人的には米軍の司令官と大變仲が
よろしいようですから、そういうふうな、つまりお友達の関係ではできない問題がたいてい
あるはずなんです。当然のように相手は世界で歴史上一番大きな軍隊ですから、
アメリカ軍というのは、ローマから始まって現在に至るまでの一番最大の軍隊ですから、極
東に駐留し、小さな町のことなど考へてないのかもしれませんけれども、こちらの住む方とし
ては一人一人小さな市民が住んでるわけですから、さき言ったとおり努力を市長さんにして
いただきたい。そうでなければ市民の持つていく先がないんですね。

確認をしますけれども、市民の要するに基地に関する苦情その他は、まず市民相
談に行つて、それからしかるべく渉外その他に行くということを確認されてもらいます。そう
いうことで市民の皆さんが少しでも騒音に對して苦情を言つて、あるいは言えば随分納
得することがあるんですね。物すごく夜中の騒音がひどいと腹が立つて行く先がない
というのがあるわけですよ。それはお互いさうするまいわけで、そういうときにやはり何

うかの手をとつてくるところが必要なんですわ。そういう意味から言ひましても非常に大事だと思ひます。あわせてチームスピリットがもうすぐ始まりますので、そこでのいろいろな問題についても話し合つていただきたいし、そのことを速やかに皆さんの市の担当の部局に伝えてほしいというふうに思ひます。

それから教育長の方から伺ひましたとおり、もちろん規則によりまして委員長が許可をする。そんなことは当然の前のことです。そんなことを聞いた人ではありせん。しかも何かでござるを得ないという発言、でござるを得ないとは何事かと思ひます。喜んでしていただきたいというふうに話すべきではないかと思ひます。教育長のお考えではでござるを得ないということなんです。さうと市民と教育委員会の関係は大変疎遠であると言わざるを得ません。喜んでということが最後でありますので、市民の皆さんにはぜひ傍聴を勧めたいと思ひます。いずれにしても前回の返答では、要するに研究をしますということ、いつやるかわかりませんというふうな言葉の裏返しではないかと思ひますけれども、教育委員会でのやること、一応複雑多岐にあたるわけだからやはりさう人としての傍聴が必要ではないかと思ひます。いずれにしても、これも最後の市長の見解と同じように差し控えたということにあるんじゃないかと思ひます。なるべく、そういう行政の

ところは市民に見ないでいただきたいというふうなことはではないかと思ひまして大変腹立たしい思ひがします。しょうがないでしょう。そういう見解の教育長を待った私どもの不平だと思ひざるを得ません。

それから今の最後の指紋のことですけれども、要するにあいまいな答弁をして申しわけないと言つてゐるけど、部長は何も言つてないんですわ。要するに各市の状況その他についてはわかりません。——わかつてゐるはずですね。立川かどうしたとか小金井かどうしたか。十分に知つてゐるのか。そういうふうにするのは一体どういうことかと思ひますけれども、部長や市長の見えろような近隣市というのはいせいで青梅、秋川、どういたろうと思ひますけれども、青梅、秋川というのは法務省の通達とあり頑張つております。埼玉も含めて法務省通達で三角地帯と呼ばれてゐる。法務省から大変好きらしい市町村であると。ほかの町田、小金井、立川はどうもむしろないというところだと思ひますけれども、いずれにしても今聞きましたとおり済証の交付に關しては不入不確認を書いてゐる。一体これはどういうふうなことを意味するかということについては、全く恐らくは担当の部長も課長も理解をしてないだろう、あるいは知つてゐても知らん顔だろうと思ひます。そのことを出してゐる人だから。しかし、それは別に部長や課長の責任ではない。その、ひたすら法務省とありやれと言つた市長の大責任です。

から仕方がないわけですが、今の済証というのはいくつかあるかということと、理解を市長もすべきだと思います。一体何であるかわからないかもしれませんが、普通の一般市民の場合には住民票で市民であることの証明をするわけですが、在日外国人——朝鮮、韓国籍の問題に関しては住民票のかわりになるわけですが、ですから例えば借金の申し入れとか、いろいろな各種免許証とか、証明などにあたりましてはそれが必要になる住民票のかわりをするわけです。

特に朝鮮籍の場合にはこんなことを言っても御存じだからしょうがないと思いますけれども、世界に百五十七国がありますけれども、戸籍制度があるのは日本と韓国だけです。そうしますと、在日朝鮮人の人は朝鮮民主主義人民共和国には戸籍がありませんから原則籍がない人です。在日韓国人の人は、本国に籍があるわけですから、どこの国のたれだかの国民であつて公民であるかということの保証はされているわけです。パスポートも提出もされているわけですね。パスポートは大韓民国のパスポートを持つて在日韓国人の人は旅行しているわけですからそれは成立する人ですけれども、朝鮮籍の場合にはない人です。それは別にその本人が悪いかどうかでなくて、世界の趨勢であるものの百五十七のうちたった二個しかない戸籍制度を採用していない国の国民だからです。そうしますと、いろいろな形で今の済

証というものがその人を証明する唯一のものになる可能性がある人です。そのほか、在日外国人出生証明というものがありませんけれども、これは戸籍と違ひまして移すことのできませんから生まれた場所にかかっていますね。

そういうような、つまり済証にあたる人も本人不確認であると、つまり今のところ法律に違反してしまいますということを書き込むこととかと比べると不利であるかなどというところについては、市長はやはり全く考えついていないだろうというふうに思います。むしろ非常にそういう人道的なこととか、小金井にしましても立川にしましても、あるいは町田にしましてもそういう今のは書き込むないという形で、不押捺のままで在日外国人の証明証を発行しているわけですね。こういうようなことについての周辺の状況は知らないから言ってもしょうがないかもしれませんが、要するに知らない人です。しょうがない人でも、現実には二十六市で頑張っているのは非常に多いわけですね。

僕はやはり法務省通運でありましていくということとか、つまり、それも答弁しないからしょうがないから、もう聞いてもしょうがないから言いませんけれども、法務省でありまして出てくる気なのかということに関しては部長も市長も返事をしないという、そこはところはすっぱりしているわけですね。それはつまり答弁をしてくれないから、してくれないこと

に打する強制はできないからしようがないけれども、法務省とありの中身というものは一体市長も部長もあつてゐるのかという事です。結局、法務省とありやつていけば吉発とするんです。市みずから市民を罪人をつくつていくわけですから。そのところは説得しようと言うけれども、説得というものは全然折れるわけじゃないんだから、要するに、あなたは指紋を押してさといふ部長も課長も、それから市長も要するに言つてないわけですよ。それで片方が押さないと言つていけば、それは話は進みませんね。

行政の中でできるような、市民に不利益を得ないような形で、つまり行政ワーストとして公平なものというのを、たとえ市民が五万三千人いようと、たった一人の不公平をつくることは、一体行政としては正しいのかどうかということをもつたことがあるのかというふうに思います。恐らくないんだろうというふうに判断できるを得ないんです。

そういうことから言いますと、法務省とありやつていくことについて一体どうなのか。これは、つまり当人の拒否をする人の問題もありますけれども、やはり市行政の問題があると思いますよ。それから言えば、法務省通達に関することも——国の出方が変わるだろうと思つてゐるのは甘いと思うんです。僕は恐らく国は変えないと思つてますね。むしろそれがれの自治体で運用上の細目について、市吏員があつたところに関しては目をつぶつてゐるのか今の

法務省の態度です。その場合めまして、一体福生市というのはどうするかということをもう一遍考へていた方がいいというふうに思つています。

それから最後の、市長、困つたものでして、こういうことをやつたり市民の皆さんが知ると不信感を抱くと思いますよ。個人的意見では傍聴その他は差し控えた。審議会に任じます。任せるのが当たり前ですけど、市長は要するにそういうものについて全く公開したくない人なんだというのになります。それは市長としては非常にふさわしくない態度だと思つてます。少なくとも五万市民に選ばれる皆さんの市長として存在する以上、きちんとした審議会その他、つまり市民の税金を使ったあなたの諮問機関なんだから、それは当然に開かれてしかるべきであるというふうな意見をまず持った上で、それから審議会にはそれだけの意見があるし、それから、まさき言ひましたけれども、微妙な問題を含む場合ももちろんあります。しかし、それでもどういうふうな人が傍聴をしていても、どういふ目の中でもきちんとした姿勢を持つて市の方針を貫いて、まあ審議会でもみずからの意見を述べるような人であればお任せできないわけですよ。まさか、皆さん、立派な方々なんですからそういう背中からだけか見てゐると物言ひ言えなくなつてしまうような人をお選ぶすることがあり得ないわけですから、市長の諮問機関の限りはやはりあらゆる意味で

広報、公聴も含めまして行うような態度が必要だと思ひます。

今のままでは全くつまり閉ざされた中で行政を行っていくんだぞという事になつてしまひますし、個人的な意見というものは、市長が個人的な意見は議会でも存在するかどうかという事に僕は非常に疑問を持つてゐる。今、市長は公的の席に座つてゐるわけですからその限りにおつて、これはやはり市行政の方針だというふうに思つて間違ひないと思ふ人ですわ。そこで、市長席で答弁をしながら個人的な意見なんという事とかあり得るかという事とをもう一遍考へていただきたいという事を要望して、全部終わりたいと思ひます。終わります。

○議長(森田治男君) 次に九番、上野重勝君。

(九番 上野重勝君登壇)

○九番(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、つきに通告した二つの点について市長に對し一般質問を行います。

簡単に申し上げますので、答弁の方も簡単、明確にお願ひをいたします。

まず第一項のスポーツ振興対策について。その一、市営競技場の有効利用について。

市長はスポーツについては深い関心と理解を示していただいております。五月六日の二日には

加美地区に市営競技場がオープンになりました。現在まで約半年たったわけですが、けれども、それまでの間、どんなような形で、どのくらい利用をされておたか。そしてまた近隣市町村の同様の施設と比較をどうであつたか、まずお伺ひをいたします。

第二点目、陸上競技場は三百の日本陸連公認の競技場でございますけれども、このようにスポーツは、市民の自主的に利用に任せておりましたのは有効な利用が図れないであらうと思ひます。そこで市といたしましては、今後この陸上競技場をどのように有効に使つていくのか、利用計画がありましたらお知らせをいただきたいと思います。

第三点目、現在、福生陸上競技協会では、市営競技場の有効利用と市民の健康増進、そして福生市の名を知らしめるという意味から女子健康マラソンというよく似たものを企画をいたしております。これは陸上競技場を起点とし、きょう一般質問でも出てまいりましたサイクリングロードを利用し、南公園を一周する十キロ及び五キロの健康マラソンでございます。これについて市長はどのようなお考えをいただいておりますか御答弁をいただきたいと思います。

第四点目、あの競技場はできてからわずかにはまだ半年でございしますが、表土が大変軽いためにほこりが立つて近隣の住民に迷惑をかけるというふうなお話を聞いております。